

福岡県公報

平成18年9月11日
第2582号

目 次

告 示 (第1733号—第1745号)

| | | |
|-------------------------------|------------|---|
| ○廃棄物が地下にある土地の区域の指定 | (廃棄物対策課) | 1 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 | (商業・地域経済課) | 1 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 | (商業・地域経済課) | 2 |
| ○大規模小売店舗の新設の届出 | (商業・地域経済課) | 2 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 | (商業・地域経済課) | 3 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 | (商業・地域経済課) | 3 |
| ○都市計画法の開発許可に係る区域指定 | (都市計画課) | 4 |
| ○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 | (漁政課) | 4 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 | (農地計画課) | 4 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 | (農地計画課) | 5 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 6 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 6 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 6 |
| 筑前海区漁業調整委員会 | | |
| ○筑前海区における釣り及び延なわ漁業の禁止 | (漁政課) | 7 |

告 示

福岡県告示第1733号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成18年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定する区域

福岡県宗像市池浦字鐘崎道600番3、602番1、603番、604番1の一部、605番の一部及び606番の一部

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2の規定による埋立地の区分

法第15条の2の5第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

福岡県告示第1734号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年8月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ春日店

(2) 所在地 福岡県春日市惣利6丁目121

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間

| 小売業を行う者の名称 | 変更前 | 変更後 |
|------------|--------------|-----------------|
| 株式会社ナフコ | 午前8時から午後8時まで | 午前7時30分から午後8時まで |

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

| 変更前 | 変更後 |
|--------------------|-----------------|
| 午前7時30分から午後8時30分まで | 午前7時から午後8時30分まで |

福岡県告示第1735号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成18年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年8月24日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 岡垣ショッピングモール

(2) 所在地 福岡県遠賀郡岡垣町大字野間字岩ヶ谷687番地-1 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間

| 小売業を行う者の名称 | 変更前 | 変更後 |
|------------|----------------|---------------|
| 株式会社ゲオ | 午前10時から午後10時まで | 午前10時から午前1時まで |

福岡県告示第1736号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年8月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マックスバリュ久留米白山店

(2) 所在地 福岡県久留米市白山町字鳥飼3番7 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

| 氏名又は名称 | 住所 |
|---------------|--------------------|
| M I D都市開発株式会社 | 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 |

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

| 氏名又は名称 | 住所 |
|---------------|------------------------|
| マックスバリュ九州株式会社 | 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号 |
| 未定 | |

4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年4月24日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,318m²

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場の位置 | 収容台数(台) |
|-------------------|---------|
| 福岡県久留米市白山町字鳥飼3番7外 | 136 |

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐輪場の位置 | 収容台数(台) |
|-------------------|---------|
| 福岡県久留米市白山町字鳥飼3番7外 | 95 |

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設の位置 | 面積(平方メートル) |
|-------------------|------------|
| 福岡県久留米市白山町字鳥飼3番7外 | 153 |

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物等の保管施設の位置 | 容量(立方メートル) |
|-------------------|------------|
| 福岡県久留米市白山町字鳥飼3番7外 | 37.92 |

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者の氏名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|---------------|------|------|
| マックスバリュ九州株式会社 | | 24時間 |

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県久留米市白山町字鳥飼3番7外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

福岡県告示第1737号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第

5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年8月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ホームプラザナフコ春日店

(2) 所在地 福岡県春日市惣利6丁目121

3 大規模小売店舗の名称

| 変更前 |
|--------------------|
| ホームプラザナフコ春日店・深町家具店 |
| 変更後 |
| ホームプラザナフコ春日店 |

福岡県告示第1738号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成18年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年8月24日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンリーショッピングタウン

(2) 所在地 福岡県遠賀郡岡垣町大字野間字岩ヶ谷687番地-1 外

3 大規模小売店舗の名称

| 変更前 | 変更後 |
|-------------|---------------|
| 岡垣ショッピングモール | サンリーショッピングタウン |

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| (株)大創産業 代表取締役 矢野博丈 広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60 | (株)大創産業 代表取締役 矢野博丈 広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60 |
| (株)ハローデイ 代表取締役 加治敬通 福岡県北九州市小倉南区徳力3丁目10番1号 | (株)ハローデイ 代表取締役 加治敬通 福岡県北九州市小倉南区徳力3丁目10番1号 |
| (株)フランソア 代表取締役 杉原昇 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜3丁目1番1号 | (株)フランソア 代表取締役 杉原昇 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜3丁目1番1号 |
| (有)ファースト岡垣 代表取締役 加治和子 福岡県遠賀郡岡垣町大字野間687-1 | (有)ファースト岡垣 代表取締役 加治和子 福岡県遠賀郡岡垣町大字野間687-1 |
| (株)サンキュウドラッグ 代表取締役 平野清治 福岡県北九州市門司区黒川135-18 | (株)サンキュウドラッグ 代表取締役 平野清治 福岡県北九州市門司区黒川135-18 |
| (株)ジョイたまおき 代表取締役 玉置常裕 福岡県飯塚市飯塚13-23 | (株)ゲオ 代表取締役 沢田 喜代則 愛知県春日井市如意申町五丁目11-3 |

福岡県告示第1739号

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成16年福岡県条例第21号）第6条第1項第1号の規定により、同号の表のハの項に掲げる基準のすべてを満た

す土地の区域を指定したので、同条例第6条第4項において準用する同条例第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、指定した区域の位置及び範囲を示す図面は、福岡県建築都市部都市計画課及び前原市建設都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成18年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定した土地の区域の名称

前原市波多江地区農産物直売所等誘導区域

2 指定した土地の区域

前原市大字波多江の一部

福岡県告示第1740号

次の加入区において平成14年9月福岡県告示第1458号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成18年9月9日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成18年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 三池港加入区

福岡県告示第1741号

田川郡呂土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

| 氏名 | 住所 |
|-------|-------------------|
| 加治 忠一 | 田川郡香春町大字採銅所4697番地 |

| | |
|-------|------------------|
| 伊藤信勝 | 田川市大字伊田4163番地の1 |
| 植田静夫 | 田川郡香春町大字鏡山420番地3 |
| 坪根章 | " " " 1070番地 |
| 岩村正和 | " " " 145番地 |
| 南野昭治 | " " " 503番地2 |
| 中村欣一 | " " " 高野438番地 |
| 桙丸政行 | " " " 1126番地 |
| 白本一郎 | " " " 香春1516番地1 |
| 白本末俊 | " " " 1221番地 |
| 梅林募 | " " " 2047番地 |
| 大嶋勝弘 | 田川市大字夏吉172番地の2 |
| 原田勉 | " " " 1700番地 |
| 永井春松 | " " " 789番地 |
| 波多野重法 | " " " 795番地 |
| 木戸末雄 | 田川郡福智町伊方2824番地の1 |

2 退任監事

| 氏名 | 住所 |
|------|-------------------|
| 坪根忠平 | 田川郡香春町大字鏡山1089番地1 |
| 守田三治 | " " " 高野129番地 |
| 富村憲司 | " " " 香春1359番地 |
| 皆川信幸 | 田川市大字夏吉1556番地の2 |
| 柳武隆 | " " 猪国1533番地 |

3 就任理事

| 氏名 | 住所 |
|------|-------------------|
| 加治忠一 | 田川郡香春町大字採銅所4697番地 |
| 伊藤信勝 | 田川市大字伊田4163番地の1 |

| | |
|-------|------------------|
| 植田靜夫 | 田川郡香春町大字鏡山420番地3 |
| 坪根章 | " " " 1070番地 |
| 岩村正和 | " " " 145番地 |
| 南野昭治 | " " " 503番地2 |
| 中村欣一 | " " " 高野438番地 |
| 桙丸政行 | " " " 1126番地 |
| 白本一郎 | " " " 香春1516番地1 |
| 白本末俊 | " " " 1221番地 |
| 梅林募 | " " " 2047番地 |
| 大嶋勝弘 | 田川市大字夏吉172番地の2 |
| 原田勉 | " " " 1700番地 |
| 永井春松 | " " " 789番地 |
| 波多野重法 | " " " 795番地 |
| 木戸孝一 | 田川郡福智町伊方3007番地2 |

4 就任監事

| 氏名 | 住所 |
|------|-------------------|
| 坪根忠平 | 田川郡香春町大字鏡山1089番地1 |
| 守田三治 | " " " 高野129番地 |
| 富村憲司 | " " " 香春1359番地 |
| 皆川信幸 | 田川市大字夏吉1556番地の2 |
| 柳武隆 | " " 猪国1533番地 |

福岡県告示第1742号

久保白ダム土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年9月11日

福岡県知事 麻生渡

1 退任理事

| 氏名 | 住所 |
|------|------------------|
| 岡松義規 | 嘉穂郡穂波町大字弁分370番地1 |

2 就任理事

| 氏名 | 住所 |
|------|-------------|
| 上尾政司 | 飯塚市南尾330番地3 |

福岡県告示第1743号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|--------|-------|-----|-------|-------------------------------------|-------------------|----------|
| 飯塚 | 県道 | 飯塚線 | 前 | 飯塚市中字前田350番78先から 同市中字前田350番91先まで | 27.0 ～ 28.8 | 18.2 |
| | | | 後 | 同上 | 27.2 ～ 28.8 | 18.2 |

福岡県告示第1744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成18年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|--------|-------|--------|-------|-----------------------------------|-------------------|----------|
| 柳川 | 県道 | 大牟田川副線 | 前 | 大川市大字一木621番1先から 同市大字一木592番4先まで | 10.3 ～ 31.8 | 130.0 |
| | | | 後 | 同上 | 10.8 ～ 31.8 | 130.0 |
| 柳川 | 県道 | 新榎田津線 | 前 | 大川市大字一木609番1先から 同市大字一木492番2先まで | 10.1 ～ 16.6 | 123.0 |
| | | | 後 | 同上 | 12.7 ～ 22.8 | 123.0 |

福岡県告示第1745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年9月11日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|--------|-------|-----|-------|---------------------------------|------------------|----------|
| | | | 前 | 柳川市西浜武885番3先から 同市西浜武966番7先まで | 9.0 ～ 12.0 | 101.0 |

| | | | | | | | |
|----|----|----|-----|---|----|------------------|-------|
| 柳川 | 県道 | 柳城 | 川島線 | 前 | 同上 | 9.0 ~ 17.0 | 118.0 |
| | | | | 後 | 同上 | 9.0 ~ 12.0 | 101.0 |

筑前海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第123号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における釣り及び延なわ漁業について、次のとおり指示する。

平成18年9月11日

筑前海区漁業調整委員会

会長 大内康敬

1 指示の適用海域

筑前海区海域

2 指示の内容

魚油等の油性物に浸漬したすべての餌料及び擬似餌（通称：油いか）を使用した釣り及び延なわ漁業の操業を禁止する。

3 指示の有効期間

平成18年10月1日から平成21年9月30日まで

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)